

会 議 録

会議の名称	白岡町自治基本条例策定審議会（第1回）
開催日	平成23年2月16日（水）
開催時間	午後7時02分 から 午後9時08分 まで
開催場所	役場庁舎 3階 庁議室
会長の氏名	会 長 興 淳明
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	副会長 堀 富夫 委 員 内山欣春 委 員 関山功一 委 員 田中幸雄 委 員 中太利明 委 員 仲丸教子 委 員 齊田洋三 委 員 齋藤信治 8人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 市川憲子 委 員 岩上 賢 2人
説明員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
事務局職員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
その他会議出席者の 職・氏名	白 岡 町 長 小島 卓 総務担当参事 横田 淳一
会議次第	別添のとおり
配布資料	審議会員名簿、諮問（写）、講話実施要領、牛山教授レジュメ、自治基本条例策定審議会条例、審議会の役割等について、審議会スケジュール、自治基本条例策定審議会会議運営要領（案）、意見提出用紙、審議会会議開催日程（案）、報酬等の口座振込先について（依頼・報告）、自治基本条例原案及び内容説明、自治基本条例素案・原案対照表、自治基本条例素案

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高澤秘書広聴課長	<p>1 開会（19：02） 開会を宣する。</p>
小島町長	<p>2 委嘱書の交付（19：02） 小島町長から委員一人ひとりに委嘱書が手渡される。</p>
出席委員	<p>3 町長あいさつ（19：08）</p>
牛山教授	<p>4 委員の自己紹介（19：18）</p> <p>5 自治基本条例についての講話（19：02） 明治大学政治経済学部 牛山久仁彦教授に、自治基本条例とは何かについて、「地方分権と自治基本条例制定意義」というテーマでお話しいただいた。</p>
A委員	<p>県が産業廃棄物処理について許可した場合でも、自治基本条例で対抗できるか。</p>
牛山教授	<p>白岡町では、「町民」を広く定義し、町内で事業を行う会社なども「町民」としているので、町で制定する自治基本条例の影響を受けることになる。</p> <p>許可する法律がある以上、許可が出たものに対抗するのは難しいだろうが、自治基本条例に規定している理念を、町民には守ってほしいということはあると思う。そのような意味で、自治基本条例には意義がある。</p> <p>6 会長・副会長の選出（20：01） 互選により、町議会議員選出の興氏が会長に選出された。また、副会長には、行政区長会選出の堀氏が選出された。</p> <p>7 諮問について（20：13）</p>

<p>河野課長補佐</p>	<p>小島町長から、興会長に対して自治基本条例原案についての諮問がなされた。</p> <p>8 議題（20：14）</p> <p>自治基本条例策定審議会条例第6条第1項の規定により、興会長が議事を進行する。</p> <p>(1) 審議会の役割等について（20：14）</p> <p>資料を基に、自治基本条例素案から原案が策定された経緯や、審議会にご審議いただきたい内容などを説明した。また、平成23年6月議会に自治基本条例案を上程することを目標にした審議会のスケジュールについて説明した。</p> <p>※会議スケジュールの決め方等について委員から質問が出たが、議題(4)に「日程調整」があるので、議事を進めた。</p>
<p>河野課長補佐</p>	<p>(2) 審議会会議運営要領について</p> <p>会議が傍聴できるようにしたい。また、会議録を作成し、公開したい。そこで、会議録を公開する際の、発言者の記載方法について意見を伺いたい。発言者の名前を公開する方法と、自由な発言を阻害しないために、例えば、発言者を「A委員、B委員」というように、名前を伏せて公開する場合がある。</p>
<p>出席委員</p>	<p>→発言者の公表については、「A委員、B委員」という表記を使用することとなった。</p> <p>※審議会会議運営要領が承認された。</p>
<p>岩楯主査</p>	<p>(3) 原案全体に対する意見等の提出について</p> <p>委員の皆さんには、自治基本条例原案をご審議いただくため、資料に基づき、自治基本条例原案の構成について説明した。</p> <p>原案について意見等がある場合には、2月23日（水）までに、意見提出用紙を提出いただきたい。</p>
<p>B委員</p>	<p>条例素案が条例原案になった内容を見て、つくる会ではどのように考えているかを伺いたい。</p>

C委員	<p>法律用語に表現が修正されているが、委員の思いとしては、ほぼ原案に言い表されていると思っている。</p>
神田主任	<p>(4) 次回以降の会議の日程調整について</p> <p>公募委員を広報紙で募集する際に、勤めている方も参加しやすいように、夜間の会議と明記して募集した。また、6月議会への上程から逆算し、事前に意見をいただいたものを事務局がまとめる時間や、原案の前半、後半と分けて審議していただくことになることを考慮すると、資料（案）のとおりとなった。</p>
D委員	<p>公募委員以外の9名については、会議開催の時間について考慮されていないようである。会議全体のことを考えて運営していただきたい。</p>
高澤秘書広聴課長	<p>委員の皆さんの合意により、昼間の開催や土日の開催もあり得るが、夜間の会議については、時間についての配慮が不足していたと思う。</p>
出席委員	<p>→勤めている委員や、土日開催に不都合のある委員もいたので、事務局が示した日程で開催することで合意した。</p>
神田主任	<p>(5) その他</p> <p>自治基本条例策定審議会条例にあるように、会議に出席いただくと、町から報酬等を振り込むことになる。口座情報の登録が必要だが、既に登録ある方についても、確認のため、2月23日（水）までに口座番号を報告いただきたい。</p> <p>先ほどの、意見提出用紙と合わせ、返信用封筒を御利用いただければと思う。</p> <p>また、会議中に審議の風景写真をとらせていただき、広報紙などで様子を報告したいと考えているので御了承いただきたい。</p>
出席委員	<p>承認する。</p>
岩楯主査	<p>広報しらおか3月号で、審議会が発足した記事を掲載する際に、委員氏名、大字までの住所、選出団体名を掲載したいので、御了承いただければと思う。</p>

出席委員

承認する。

高澤秘書広聴課長

9 閉会（21:08）

閉会を宣する。

白岡町自治基本条例策定審議会第1回会議 次第

日時 平成23年2月16日(水)

午後7時～9時

場所 庁舎3階 庁議室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 町長あいさつ

4 委員の自己紹介

5 自治基本条例についての講話

テーマ 「自治基本条例とは何か」

講 師 明治大学政治経済学部 教授 うしやま牛山 くにひこ久仁彦 氏

6 会長・副会長の選出

7 諮問について

8 議 題

- (1) 審議会の役割等について
- (2) 審議会会議運営要領について
- (3) 原案全体に対する意見等の提出について
- (4) 次回以降の会議の日程調整について
- (5) その他

9 閉 会

(写)

秘 第 170 号
平成 23 年 2 月 16 日

白岡町自治基本条例策定審議会会長 様

白岡町長 小 島 卓

白岡町自治基本条例原案について (諮問)

下記の件について、白岡町自治基本条例策定審議会条例 (平成 22 年白岡町条例第 17 号) 第 2 条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

「白岡町自治基本条例原案」

担当 〒349-0292 白岡町大字千駄野 432 番地
白岡町 秘書広聴課
地域自治推進室 (河野、岩楯、神田)
電話 92 - 1111 内線 345・346
FAX 92 - 9096
E-mail hisyokou@town.shiraoka.lg.jp

白岡町自治基本条例策定審議会 講話実施要領

- 1 テーマ 「自治基本条例とは何か」
- 2 実施趣旨 自治基本条例とは何か、また、何のために制定するのかについて、自治基本条例の制定意義や規定する内容を確認し、理解を深めるために開催するものです。
- 3 講師略歴

講師 明治大学政治経済学部 教授 うしやま く に ひこ 牛山 久仁彦 氏

専門：行政学、地方自治論、地域政治論

主な著作：「地域力を高めるこれからの協働」第一法規・2005

「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法 大和市自治基本条例ができるまで」ぎょうせい・2005

「市民のための地方自治入門 行政主導型から市民参加型へ（改訂版）」実務教育出版・2005 ほか多数

牛山先生には、平成19年度から住民協働にかかる研修会等で講演されるなど、当町の住民協働の施策に対して御指導・御協力をいただいております。

また、平成21年8月から現在に至るまで、白岡町自治基本条例をつくる会の委員として、素案策定にあたり、御助言いただきました。

メモ

意見提出用紙

この用紙は、今後の会議運営を円滑に行うため、事前に提出していただくものです。

白岡町自治基本条例原案について、ご意見等がございましたら、2月23日（水）までに事務局（秘書広聴課）へご提出願います。

なお、メールでご提出する場合や、用紙が不足する場合は、任意の様式（A4判）で結構です。

委員名 _____

該当部分・ 条文等	ご意見等	その理由

2月23日（水）までに事務局（秘書広聴課）へ御提出ください。